

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて（第6号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言を受けての外出自粛要請や休業要請の長期化により、市民生活や地域経済等に多大な影響が出ていることに鑑み、それらに関する支援策の財源に充てるため、令和2年6月期における市長の期末手当を支給しない特例措置を講じる新規条例を制定したものです。本条例は、期末手当支給の基準日である6月1日の前に制定する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました。

このため、つくばみらい市長の期末手当の特例に関する条例について、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市長の期末手当の特例に関する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年5月26日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

承認第6号-2

つくばみらい市長の期末手当の特例に関する条例

令和2年6月1日を基準日とする市長の期末手当は、つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）第2条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。